

平成25年2月定例会 総務委員会（付託）

平成25年2月28日（木）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時04分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から、追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①②③）

- 議案第65号 平成24年度徳島県一般会計補正予算（第8号）
- 議案第66号 平成24年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第81号 平成24年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 平成24年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 平成24年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】 な し

豊井経営戦略部長

2月県議会定例会に追加提案いたしました案件につきまして、お手元に御配布の平成25年2月徳島県議会定例会提出議案（追加）により御説明いたします。

今回、提出いたしました案件は、補正予算案のみ23件となっております。

補正予算案の内訳は、一般会計が第65号の1件、特別会計が、第66号から第83号までの18件、企業会計が第84号から第87号までの4件となっております。

お手元に別途、お配りしております平成24年度2月補正予算（案）の概要（追加分）をごらんください。

1ページの1に記載のとおり、今回の一般会計の補正予算額は、135億8,960万2,000円の減額となっております。

2ページをお開きください。

歳入歳出予算の款別の内訳表でございます。

まず、（1）の歳入であります。主なものにつきまして御説明申し上げます。

01の県税につきましては、個人県民税、法人二税の増などにより増額となっております。

03の地方譲与税につきましても、地方法人特別譲与税の増などにより、増額となっております。

05の地方交付税につきましては、70億4,083万円の増となっておりますが、15の県債に

おきまして、臨時財政対策債が23億1,700万円の減となっており、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税の額としましては、47億2,383万円の増となります。

09の国庫支出金につきましては、災害関連事業や現年発生災害復旧事業の減などにより、減額となっております。

12の繰入金につきましては、二十一世紀創造基金や地域医療再生基金などの基金繰入金の減などにより、減額となっております。

15の県債につきましては、先ほど御説明させていただきました臨時財政対策債や災害復旧事業債の減などにより、減額となっております。

次に、下段の(2)の歳出であります。02の総務費につきましては、財政健全化の推進を図るため、財政調整基金及び減債基金に積立を行うこと、また、今後の防災・減災対策の推進や県勢発展の基盤となる施設整備等に備えるため、二十一世紀創造基金及び震災対策基金の積立を行うこと等から、増額となっております。

03の民生費につきましては、介護保険関係事業や国民健康保険関係事業の確定などによる減額であります。

04の衛生費につきましては、地域医療再生基金事業や医療施設耐震化臨時特例基金事業の確定などによる減額であります。

06の農林水産業費及び08土木費につきましては、いずれも災害関連事業費の確定などによる減額であります。

10の教育費につきましては、退職手当の減などによる減額であります。

11の災害復旧費につきましては、現年発生災害復旧事業費の確定などによる減額であります。

続きまして、3ページを御覧ください。

歳出予算の性質別の内訳を記載いたしております。

4ページをお開きいただきまして、特別会計についてであります。それぞれ事業費の確定等に伴う補正でございます。

追加提出議案の全体状況のご説明につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提案いたしました案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料(その3)により、その概要を御説明申し上げます。

説明資料1ページを御覧ください。

平成24年度一般会計補正予算案でございますが、一番下の総計欄、左から2つ目の欄ですが補正額は99億6,217万3,000円の増額で、補正後の予算総額は1,381億6,146万2,000円となっております。

この増額の主な要因は、財政調整基金、減債基金及び二十一世紀創造基金、震災対策基金の積立金等でございます。

2ページをごらんください。

特別会計につきましては、事業費の確定等に伴う補正であり、補正額は、一番下の合計欄、左から2つ目の欄ですが、28億872万5,000円の減額で、補正後の総額は、その右側

の欄ですが、1,285億9,336万6,000円となっております。

3ページをごらんください。

次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

各課の共通要素としまして、給与費の補正を計上しております。

それではまず、秘書課についてでございますが行政広報に要する経費等の補正でございます。

4ページをお開きください。

総務課につきましては、私立学校の振興に要する経費等の補正でございます。

5ページをごらんください。

人事課につきましては、人事管理及び行財政改革に要する経費等の補正でございます。

6ページをお開きください。

職員厚生課につきましては、退職手当に要する経費等の補正でございます。

7ページをごらんください。

財政課につきましては、7ページから8ページにかけて記載しておりますが、各種基金積立金の補正、及び県債の元金償還に要する経費等の補正でございます。

9ページをごらんください。

管財課につきましては、9ページから10ページにかけて記載しておりますが、庁舎の維持管理に要する経費等の補正でございます。

11ページをごらんください。

税務課につきましては、11ページから12ページにかけて記載しておりますが、地方消費税収入の都道府県間の清算金の補正、及び市町村に対する各種交付金等の補正でございます。

なお、13ページには県税等収入見込額を記載しており、当該県税の内訳につきましては、14ページに記載のとおりでございます。

15ページをごらんください。

情報システム課につきましては、県庁総合サービスネットワークの運営に必要な経費等の補正でございます。

16ページをお開きください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理するための経費の補正でございます。

17ページをごらんください。

監察局監察課につきましては、監察事務執行に要する経費の補正でございます。

18ページをお開きください。

監察局評価検査課につきましては、行政評価事務執行に要する経費の補正等でございます。

19ページをごらんください。

出納局につきましては、19ページから20ページにかけて記載しておりますが、出納事務

執行に要する経費等の補正でございます。

21ページをごらんください。

議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局につきましては、それぞれ運営に要する経費の補正でございます。

22ページをお開きください。

繰越明許費につきましては、管財課所管の本庁庁舎等管理費、及び情報システム課所管の行政情報化推進費、また、会計課所管の出納事務費におきまして、計画に関する諸条件により、年度内完成が見込めなくなったことから、翌年度への繰越をお願いするものでございます。今後、事業の早期完了に鋭意努めてまいり所存でございますので、ご理解をたまわりたいと存じます。

23ページをごらんください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更を、次の24ページでは、公債管理特別会計の補正予算に係る地方債の変更を、それぞれお願いするもので、内容につきましては、記載のとおりでございます。

追加提出議案の御説明につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

庄野委員

事前の委員会でも述べさせていただいたんですけれども、補正予算それから新年度の予算、公共の県土整備、農林水産の分も含めて多くの予算が配分をされております。私は、心配しているのはきちんと適正にその予算を執行するための例えば人員でありますとか体制でありますとか、そういうことがきちんとできているのかということが非常に心配でございまして、というのも近年の緊縮財政、財政健全化計画のために人員は多くの削減がなされております。本当に3,000人体制ということで、非常に多くの人員が削減をされて職員の皆さん方も日々超過勤務にしても非常に多い中でやられているということでありまして、それに加えて最近人事交流ということで本来技術系の職員として入庁した方々が技術事務交流ということが行われておりますし、また他部局への異動ということも重なっております、今十分公共の予算が来たと言って「はい、それではすぐに消化できません」という体制が、私は非常にとれていないんじゃないかなと危惧しております。

そういう意味で予算、これせつかく来た予算でありますからきちんと適正に執行するために今後その人員の配置、そしてまた適正な業務の執行についてきちんと補正予算そして

新年度予算が消化していく推進していく体制を今後どのようにとろうとしているのかまずお聞きしたいと思います。

小笠人事課長

ただいま庄野委員のほうから補正予算の関係で公共事業がふえるということでその人員の確保であるとか、それについてどのように考えているのかという御質問をいただきました。事前の委員会のほうでも御質問いただき、お答えさせていただいたところではございますけれども、県のほうでは人員そのものにつきましてはお話にありましており、計画的に職員を削減しているという状況で3,000人体制を目指すということで取り組んでいるところでございますけれども、そうすることによりまして、そうした中で組織の執行力、そういったものを最大限発揮するために職種の垣根を越えた職員の流動化を図ることによりまして、それぞれ個人の適性に応じた職員配置、そういったものに努めているところでございます。

この職員の流動化によりまして組織の執行力そのものを高めるということとはもとより、技術系職員の職域というものを拡大することによりまして、多くの技術者の確保が図られ、今後想定されるあらゆる事案に対して的確に対応できる人員の確保と体制ができるものと思っております。

それで今回補正が来るということはいわゆる技術の職員を中心に当然事務の職員もそういった対応に必要になってくるわけでございますけれども、事務の執行体制につきましては、今も関係部局の要望をそれぞれ具体的に聞いているところでございますので、委員のほうからお話ございましたように職員に過度の負担とならないようにするとともに、事業を遂行するに当たりまして県民の安心安全を確保しながら、また経済の活性化が図られるように組織の執行力というものを発揮できるように適正な人員の配置に努めていきたいと思っております。以上でございます。

庄野委員

大まかは大枠はそれでそうなんだろうなと思うんですけども、個々を具体的にどうするのかというふうなことを思うときに、例えばその公共の事業を推進していくときにやっぱり専門性等々も、私は必要だというふうに聞いております。必要だと思います。それで例えば今度の人事異動で他部局に異動しているそういう技術職員さんを前の公共の職場に戻す、積極的に戻して行って、増額予算に対して対処をすることなども考えているのかどうかとか、またちょっと調べてみますと、用地の担当の職員というのはかなり減っていますね。公共事業をするにあたってやっぱり用地を確保するっていうことができないとなかなか事業は進みません。そういう意味で用地担当職員の減数減員についてどう考えて、今後その用地担当の職員というのはふやすべきだとぼくは思うんですけども、そこらの具体的なお考えはどんな状況ですか。

小笠人事課長

2点ほど御質問をいただきました。まず1点目が、他部局に異動している技術職員を戻すことを考えてないのかという御質問でございます。これにつきましてはそれぞれ技術の職員、他部局に行ってもそれぞれのところで活躍をしているところでございます。交流ということでございますので、逆にいわゆる技術のところで事務ができるようなところについては事務の職員が行っているという状況になってございます。それから、考え方といたしましては、例えばそういったところでさらに技術と事務を元に戻すというようなことを考えながら、ただ一方で、職員が削減されていく中でどうしてもその部分は事務でないといけないというようなこともあろうかと思っておりますので、このことを考えながら適正にやっていきたいと思っております。

それから2点目で、用地の担当職員の確保についてということでございます。用地そのものにつきましては、職員そのときそのときの公共事業を中心とする必要性に応じて職員の配置をしてきたところでございます。昨今、必要とするところが少ないというようなこともありまして、職員は減ってきております。ただ今後ふえる見込みということであれば、これは当然所属のほうの希望というものを聞きながらになるんですけども、1つは職員の量の話、それと質の話もあろうかと思っております。ベテランの職員であるとか、慣れた職員、そういった者を帰すことによって執行力を高めるということも可能だと思っておりますので、そういったものを組み合わせながら検討していきたいと思っております。以上でございます。

庄野委員

それは十分に担当部局の担当課の意見をやはり聞いて、ふやすべきところは人員配置をするというようなことをしてほしいと思っております。そうしないとやはり職員の皆さん方って自分に与えられた仕事を少しオーバーワークでも、やり遂げようとする気持ちが強いと思っております。そういう意味で技術の職場ではその1人の方、少人数の方に仕事が集中する危険性、可能性も私はあると思っております。

そういう意味でやはりその課長さんそして部長さん等々の風通しもよくしながら、過度に極端に少人数の方々に重荷がいかないようにとかそういうふうな職場内でのいわば今まで十分言われましたけれども風通しですね。例えば若い方から中間管理職の方々の悩みとか意見とかそういうふうなことが課内で十分意思疎通が行われるような職場体制づくりもこれは必要でございますし、やっぱり「もうこれ以上かなわんわ」というふうなところの方々にオーバーワークが過ぎますと、やっぱりメンタルヘルスの、いわば鬱病になってみたり長期戦線離脱というふうなことにもなりかねませんので、そうなれば非常に1人の職員がそういうふうなメンタルヘルス等々で職場を離れるということは、非常にその人1人の戦力低下ではなくて、その課全体、チーム全体の低下にもつながりかねませんので、そこらは人員の確保ということは職場内での風通しのよさも含めて十分に御配慮いただきたいというふうに思います。

豊井経営戦略部長

庄野委員さんから補正予算あわせた、14カ月予算の予算執行について遺漏のないように事務執行労働体制をしっかりと確保していただきたいといった御質問をいただいております。2月補正予算の先議におきまして292億の御審議を賜って、まず、今当初予算について御審議を賜っておるわけでございますけれども、あわせて14カ月予算ということで、相当な事業量の執行というようなことが予定されているわけでございます。これは県民の皆さんのためにもできるだけ円滑に早期に執行していかなければならないということをおもいとして考えているところでございます。

先ほど来、人事課長が申し上げておりますように、特に公共事業につきましては14カ月予算ということで、774億円、43%の増と予算を確保しているわけでございます。この予算についてはできるだけ早期にかつ円滑に執行するために考えていかないかんという思いでございます。そのためにも御指摘でございますように、用地の確保ということで用地職員の確保、あるいはそれを用地を確保された後も、事業を実行する職員の確保というものは大変重要であると思っております。今後、事務事業、事業の執行の状況を勘案しながら適正な人員の配置にしっかりと確保するよう取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

庄野委員

よろしく申し上げます。次に本会議で臼木議員が国家公務員が7.8%の給与の削減を行うと。それについては総務大臣のほうから「県もそれに見合った削減をせよ」というふうな依頼が来ているんですけれども、半ば強制的な部分がございます。地方交付税が本県への影響も40億円を超えるような影響が出てくるというふうなことで、豊井部長さんのほうからも本会議で御答弁をいただいたところでありますけれども、なお一層、豊井部長さんの答弁は、「本来地方公務員の給与につきましては各地方公共団体が自主的に決定すべきであるものにもかかわらず、これまで本県を初め、地方が懸命に行ってきた総人件費削減の努力を無視し、地方の固有財源である地方交付税を国の政策目的のために一方的に削減することにより、地方公務員の給与削減を事実上強制することは、地方自治の本旨に反するものであり大変遺憾であると考えております」という力強い答弁をいただいているところでございます。

最後に「他の都道府県の動向や職員への負担、地域経済に及ぼす影響等も勘案しながら十分検討してまいりたい」という「考えております」という御答弁をいただいたところでございますが、私もやはり地方に本当に禁じ手、禁じ手といわれる給与カットをせざるを得ないという状況に地方交付税のカットで追い込んでおいて、それで国が初めてそういう防災という意味で削減をしたことを、それもまた地方に転嫁させているということは、あってはならないと僕は考えております。したがって、この力強い御答弁にあるように今後しっかりと検討していただく。その検討の中身はやはりしっかりと知事にもそういう現状を

あらゆる知事会も含めた国と地方の協議の場でも言っていただくし、また豊井部長もいわば本県の職員さんの暮らしと生活、命を守るという見地から、私は本当に防波堤になっていただきたいというふうな気持ちでいっぱいです。どうでしょうか。

豊井経営戦略部長

国からの給与削減要請についての御質問をいただきました。私も本会議のほうで御答弁させていただきましたように、本県としては先ほども人事課長が申し上げましたように厳しい財政状況のもとに財政健全化を何としても確保するんだということで職員数の削減、あるいは給与カットということで20年1月から禁じ手といわれる給与カットに取り組んできたところでございます。

平成20年1月からは3年3カ月は7～10%の給与カット、そしてまた23年度からは率を緩和いたしましたけれども、1～5%の給与カットを行っているところでございまして、23、24年度と、来年度もまた1～5%の給与カットを行うべく考えておるところでございます。

こうした中において、国におきましては東日本大震災の復興財源に充てるということで国家公務員24年度から25年度と2カ年にわたって平均7.8%の給与カットが行われているところでございます。こうした中で国家公務員と地方公務員の給与水準についてどうあるべきかという中で、一方では地方公務員法の24条3項に均衡の原則というものがございまして、地方公務員の給与についてはまた他の都道府県の状況、それから民間事業者の状況も均衡を考慮しなければならないという規定があるわけございまして、こうした中で国は国家公務員と地方公務員給与は均衡すべきであるといったような考え方で、一方的に地方交付税を地方財政対策の中で削減するべく、地財措置が行われてきたわけございまして、私どもとしては基本的には地方公務員の給与は自主的に決定すべきであって、一方的にそういうふうな財政措置を講じて強制する措置は適当でない、遺憾であるということをお願いしたところでございます。

しかし、現実的にそうした地方財政対策の中で地方公務員の給与が7月から国並みに7.8%削減するとした場合に、46億円の交付税の影響額が出てくるのではないかという試算が出ておるわけございまして、その試算通りに46億円もの財源措置が既に地方財政対策の中でされているという以上、こうした要素も十分考えていかなければ、そのお金というものはやはり私どもとしては県民福祉の向上のために、一方では地域の活性化のために使っていかなければならない経費でもあるのではないかということもあるわけございまして。

したがって今この段階では、今までの行政改革の取り組みやそうした国における地方財政対策の措置などを十分に踏まえながら今までの給与カットの状況とか答弁でも申し上げましたように、他の都道府県の動向とかあるいは職員の負担、それから地域経済に対する影響なども総合的に勘案しながら今後熟慮、検討してまいりたいというふうに考えてございまして御理解いただきたいと思っております。

庄野委員

この問題については職員労働組合とも十分協議をして、いろんな声を聞いて、しっかり最終的には妥結をするというふうな、見切り発車をしないような部分は私のほうからもお願いをしておきたいと思えます。というのも、県内の経済状況というものを考えてみたら、政府のほうは今デフレ対策ということで世の中をいわば物価も含めてインフレに持っていこうというふうなことを考えています。インフレになって収入が減るということはこれは非常に生活がしにくい状況に陥ります。やはり経済の成長というのは内需の拡大でありますし、やっぱり購買力が上昇して物が動くと、そして内需が拡大をしていくというふうなことがないと経済は活性化しないと思えます。そういう意味で初めて県内経済が潤うということは税収も上がるという、それですなわち好転していくというふうなことになりますので、物価が上がるけれども収入は下がっていくというふうな状況は、非常に景気経済、県内の景気を低下させる、私は要因になりはしないかということで危惧しておりますので、十分な御協議を交渉も含めてお願いしたいと思えます。

それと最後に、先日連合徳島がこれ全国共通なんですけれども、なんでも相談ダイヤルというのを2月の中旬だったか行っております。これは県内のさまざまな、いわば労働相談ですね、そういうふうなことを受けているんですが、その中で女性からの相談ダイヤルが非常に多くて男女賃金差別、パワハラ、セクハラそういうふうな問題がかなりあるというふうなことで、私も担当者からお話をお聞きをして、やっぱり11月にも県内の女性団体で知事に要請をしたところでもありますけれども、男女共同参画課の再設置、このことをぜひともお願いしたいというふうなことで私に要請がございましたので、今の現状と展望を教えてくださいたいと思えます。

梅田人事課行政改革室長

ただいま来年度の組織につきまして御質問いただいております。来年度の組織につきましては、今年度の施策の推進状況や成果、それから国の大型補正予算に呼応した14カ月予算への対応など、その時々行政課題も十分勘案しながら現在検討を行っているところでございます。来年度におきまして最も効果的に施策展開が図られますよう検討してまいりたいというふうに考えてございます。

庄野委員

部長にお聞きしたいんですけれども、今年は阿南で日本女性会議、これは日本各地から大勢の方も来られます。そういう大きな節目の年でもありますし、ぜひとも再設置を視野に入れて御検討いただきたいと思いますけれども。最後に部長の答弁を。

豊井経営戦略部長

今、男女共同参画課の再設置についての御要望を御質問いただいております。

先ほど私ちょっと申し上げたように、行政組織の体制につきましては社会情勢の変化など十分に勘案しながら、それぞれに業務執行体制に必要な組織をしっかりと考えていくということで、今までも取り組んでまいりましたし、今も取り組んでいるところでございます。この問題につきましては平成24年度、新年度早々の4月にいろんな団体からも御要望があったところでございますが、保健福祉部とも今の体制での状況なども協議しながら今後しっかりとその体制のあり方については検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

庄野委員

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

古田委員

私からも今、庄野議員から質問がありましたけれども、男女共同参画課の再設置に向けては、ぜひ女性36団体それから104名の個人の方々が名前を連ねて、要望を4月の段階で、そしてまた11月にも申し入れも、私も同席させていただいてしております。

このことについては人権の問題だけではないわけですよ。男女共同参画の問題というのは労働の問題でもありますし、また農業分野でのことでもありますし、いろんな分野にわたって男女共同参画というのは進めていかなければいけない。そういうことからすれば、男女共同参画課というのは必ず設置をして、ぜひ進めていただきたいと思うんですけれども、もう一度強い決意をお願いしたいと思っております。

梅田人事課行政改革室長

先ほど御答弁させていただきましたとおり、組織改正につきましては、その時々の行政課題や取り組んできた施策の成果なども十分勘案しながら行っているところでございます。来年度におきまして最も効果的に施策展開が図られますよう、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

古田委員

内閣府の男女共同参画局のホームページを見ますと、都道府県とか市町村とか政令指定都市とか、そういったところでの取り組み状況が一目瞭然でわかるいろんな統計が出されているんですけれども、その中で徳島県の取り組みは、法律などで決められている審議会への女性の占める割合というのでは、全国トップの50%に近い。そういう審議員を採用して取り組んでおりますけれども、その他のいろんな資料を見てみますと、まだまだおこなわれている分野というのがたくさんあります。

全国の防災会議、これも50%を目指すべきだと思うんですけれども、いろんな災害が起こったときに避難所などで活躍するのは、男性は仕事などに行きますので女性が多くの役割を担っているわけですよ。そういったところの防災会議、そういったものに占める割

合というのは、徳島県の場合は20%を今現在切っているような状況なんですよ。そういった問題もありますし、その他の問題、女性公務員の採用状況でも上級の場合、女性は29.4%です。中級は74.7%で徳島県の場合多いですけども、初級は11.5%というような状況で、採用の時点で女性の割合というのが41.8%で低いわけですよ。そして年齢が進んで管理職への登用というふうな段階になってもまたそういうのも影響して低いわけです。

全国平均と比べても低いような状況にありますので、ぜひそういった問題も、さまざまな問題を取り上げて男女共同参画を進めるという意味でも、男女共同参画課の設置というのがこれが必要だと思いますので、ぜひ来年度組織編成については進めていただきたいと強く要望したいと思いますが、部長さんいかがでしょうか。

豊井経営戦略部長

男女共同参画課の体制について御質問をいただいております。古田委員からもお話ございましたように、本県における男女共同参画実現に向けた取り組みの成果として県審議会における女性の専任割合は、23年4月1日現在で48.4%ということで、4年連続の全国第1位ということでございます。それから、市町村における女性管理職の占有割合は、5年連続全国1位でございますし、男女共同参画交流センターの利用者は、延べで25万人、平成18年11月に完成して24年2月末で25万人を突破とか、今までも男女共同参画についての取り組みを進めてきたところでございます。

加えまして職員についてのお話しもございましたので申し上げますと、幹部職員につきましても女性職員をなるべく登用するといったようなことで考えておりまして、特に平成22年度までに係長以上の女性役付職員数を200人とするというオンリーワン行動計画第2幕の目標につきましては、22年4月1日現在で、目標を大幅に上回る230人を達成するなど、男女共同参画社会の実現に向けての女性職員の登用についても日々努力しているところでございます。

こうした中で24年4月1日には、さまざまな行政課題の中で、やっぱりいろんなDVの問題等々、人間にかかわる問題が男女の問題の中でも非常に大きな割合を占めているのではないかということで、名称の変更を行ったところでございます。来年度の組織体制のあり方につきましては先ほど来、行政改革室長も申し上げられておりますように、さまざまな行政課題に対応する組織のあり方として不断の見直しを行っているところでございまして、来年度の組織のあり方につきましては保健福祉部とも十分協議しながらしっかりと検討してまいりたいと考えておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

古田委員

それとあわせて男女共同参画女性のための総合的な施設というふうなことで、徳島県の場合は徳島県立男女共同参画交流センター、ときわプラザにあるわけですけども、その職員数、常勤が2名で非常勤が5名ということで、高知県なんかと比べると大変少ないんですね。高知県の場合は常勤が4名で非常勤が7名というような状況で、そういう人員

のこともあわせてと思いますけれども、予算面においても高知県の場合は今年度なんかと比べますと、徳島県と比べたら倍ぐらいの予算を組んでいるんです。

だからそういう面でも、徳島県が男女共同参画立県というふうなことで知事も大きく打ち上げておりますので、予算もふやし、そして人もふやして男女共同参画の推進のために頑張っていたきたいというふうに思いますけれども、新年度予算の中でもこれはぜひ確保していただきたいと思いますけれども、その点ではいかがでしょうか。

坂本財政課長

新年度予算案については既に議会に御提案させていただいているところではございますが、男女共同参画に関する予算ということで、ただ単に予算が多ければいいというものではございませんので、必要なものについてはしっかり財政課として予算を計上していくというスタンスでございますので担当セクションの話、今後の方向性というのはしっかり聞きながら今後も予算編成に努めてまいりたいと考えております。

古田委員

しっかりと進めているそういう他県の例を参考にして、ぜひ徳島県の男女共同参画が進むように取り組んでいただきたいと要望したいと思います。

次に、公務員の給与削減についてですけれども、庄野委員からもお話がありましたけれども、もし国のいうとおり7月1日から削減ということになりましたら、今回はラスパイレス指数が国よりも上がったから下げよというふうなことも言われておりますけれども、これは今までは県は全国最下位を示していたときもずっとあるわけですよ。7～10%もカットしているときには。そういうふうなことも考えると、7.8%というのを今現在1～5%に緩和はしておりますけれども、県庁職員の皆さん多くの教職員の皆さんも一生懸命仕事をされながら給与カットで御苦労をされているわけですよ。今のカットされている以上にそこから7.8%を下げるのか、それか1～5%までしているカット、それはその7.8%の中に入れてそしてカットを考えるのか、そこら辺はどのように考えておられるんですか。

46億円もの削減というふうなことも本会議でも言われましたけれども、そのあたりは県としては今後の課題だとは思いますが、どのように考えられているのか、そしてこの7.8%のカットがされたらどれぐらいの影響が県庁職員の皆さんらにかかるのか、そこら辺がわかりましたらお尋ねしたいと思います。

小笠人事課長

国家公務員の給与カットに伴う県職員の関係で御質問をいただいております。先ほども申し上げましたけれども、本県におきましては平成10年度以降、職員数の削減ということで取り組んでまいりまして、さらに平成20年1月からは職員給与の臨時的削減ということで、10～7%ということで全国的にも非常に高い削減率で実施してまいりました。その結

果、お話にございましたラスパイレス指数でございますけれども、平成20年4月1日現在では全国最下位47位となっておりました。その後、その削減率を一部緩和した上で、平成25年度まで継続するというところに現在なっているところでございます。

それで本会議で部長からもお答えさせていただきましたが、今回国からの削減の要請を受けてどのように対応していくかということにつきましては、これまでの職員数の削減であるとか、あるいは給与の臨時的削減など、行政改革の努力というものを踏まえるとともに、国からの要請内容を精査した上で、他の都道府県の動向などを確認しながら、検討していく必要があるというふうに思っているところでございます。

それで今の段階においてはまだわからないわけですが、御質問の中で7.8%というのは、今行われているカットに上乗せして7.8%をカットするのかという御質問だったかと思うんですけども、国からの要請といたしましては、ラスパイレス指数が国並みになるようにと、100ということになるようにという要請でございます。ちなみにその削減率の7.8%でございますけれども、一律に7.8%国がやっているというものではなくて、それぞれの階層によって削減率というのは異なっております。例えば若い世代であれば削減率が低うございますし、本省の高いレベルの方であれば、9.77%ということになってございます。ちなみに係員レベルで4.77%、それから本省の課長補佐、係長の相当職員で7.77%、それ以上の方が9.77%というふうになっているところでございます。

結論としましては、そういった率になるようにというふうな要請でございますけれども、その職員の考え方とかによって本県の職員がどのように位置するのかということも整理する必要がございますので、今の段階におきまして一人一人の給与カットがどの程度になるのかということについてはまだ計算できていないという状況でございます。

古田委員

まだどのくらいかということとはわからないということですが、46億円の交付税カットというのは、県庁の職員の皆さん、これには企業局とか警察職員、教職員の皆さんの削減分というのは入っているんですか、いないんですか。教職員であれば、義務教育費の国庫負担金というのが補助金として出てくると思うんですけども、そういったものも削減されるというふうなことになると思うんですが、その額あたりはこちらではつかんでおられないのでしょうか。やっぱり地域経済に大きな影響を与えたいと思いますので。

坂本財政課長

まず46億円についてなんですけども、こちらにつきましては国のほうから示されました試算方法によって試算しますと、地方交付税と臨時財政対策債を合わせて46億円、実際に減額されるわけではなくて基準財政需要額上、影響があるということですので、実際の交付税額が来年度46億円減るわけではございません。

その考え方なんですけども、交付税の算定にあたって職員がどうなっているということなんですけども、原則としまして知事部局それから教育委員会の教職員の先生方、それ

から警察となっておりまして、企業局職員は含まれてはおりません。以上です。

古田委員

大きな影響というのは出てくると思いますので、それと市町村職員、こちらではなかなかわからない数かとは思いますが、市町村課のほうにお聞きをすると、24市町村の正規の職員、臨時職員を入れないで何人かというところ、9,239人、今現在おいでというふうなことで、この市町村の地方公務員の皆さんらの給与も7.8%それに相当するような、それぞれの段階はあろうかと思いますが、削減するというところになったら、本当に徳島県の経済に与える影響というのは大変大きいものがあるかと思うんですけども、そういう点は県としてはどのように受けとめておられるのでしょうか。

小笠人事課長

仮に給与の削減ということになった場合に、多くの地方公務員が影響を受ける、その場合に経済の影響をどのように考えるかという御質問であろうかと思えます。

市町村の職員の数ということで9,200名余りの数が出ておりますけれども、県の関係で申しますと、13,600人くらいになるかと思えます、対象になるのがですね。そういった形になるかと思えます。合わせて2万人を超える職員が対象になる可能性があるかと。市町村につきましては市町村がそれぞれ独自に判断すべきこととさせていただきますので、私がお場でどうこうということは申し上げられないこととさせていただきます。

仮にその職員につきましては、国に準じて給与の削減措置を行うということになった場合でございますけれども、当然、本給与収入が減少するというところで、その家族の方も含めまして消費活動に影響が出る可能性というのは、当然考えられるところとさせていただきます。やはり先ほど庄野委員のほうからもありましたけれども、いわゆる経済活動が縮小していく、インフレになっているところで収入が減るということは、非常に大きな影響があるというふうなお話ございましたけれども、まさにそのとおりでないかなというふうに思っているところとさせていただきます。ただそれは収入が減るということとさせていただきます。

それで一方で国におきましては、地方公務員の給与削減とあわせまして、地域の喫緊の課題に対応するというところで、防災減災事業であるとか、あるいは地域の元気づくり事業という2つの柱を設けまして、給与削減額に見合った事業費をちょうどいけるかという中で歳出の中に計上されているということとさせていただきます。そういった面にとらえますとプラスの要因もあるということ、マイナスの要因とプラスの要因があるということになりましたので、地域経済全体の影響につきましては、そういった要因を総合的に勘案する必要があるというふうに考えておるところとさせていただきます。以上でございます。

古田委員

先ほどもお話に出ましたが、全国の地方6団体が共同声明を出されておりますし、それから全国の市長会からコメントなども出されて、この地方公務員への国の同じよ

うな削減に対しては、10年余りの国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求める、そしてそれを反映して地方交付税を削減したと。そんなことは本当に、それはもう強制的に国がやろうとしていることですよね。そしてそのことは先ほども出ましたけれども、本来給与は地方公務員法により、個々の自治体の条例に基づき、自主的に決定されるものであり、その自主性を侵すことのないよう強く求めるということを共同声明の中で述べておりますし、また協議の場を設けようと、その中でしっかり話をすべきだというふうなことを声明でも、それからまたコメント、市長会のコメントでも言っているわけですよね。

こんなことを国がすることに対して「遺憾だ」というふうなことだけで済ましては私はないと思うんです。本当に生活や子供の教育とかいろんな面で職員の皆さん一生懸命夜遅くまでね、きのうおとといも夜通ると夜遅くまで赤々と電気つけて皆さん頑張ってくださいっております。そういういった職員の皆さんの本当に御苦勞に応えるためにもこんな退職手当の削減に続いて、こういう削減はすべきでないというふうに思うんですけども、もっと強く県からもしっかりと「国へもの申す」というふうなことをしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

小笠人事課長

国に対して、今回のような措置について強く申し入れるべきでないかというふうなお話でございます。先ほど来お話に出てきておりますけれども、地方公務員の給与につきましては、それぞれ地方公共団体が自主的に決定すべきものであるということがございます。そういった中にもかかわらず、本県を初めとした地方が懸命に努力してきたこれまでの総人件費の削減の努力、こういった内容を見無視する形で、今回地方交付税に手をつけて削減すると、一方的に削減するというふうなことが行われたわけでございます。

これにつきましては、本県知事を初めとしまして、全国知事会あるいは6団体のほうから強く抗議、申し入れるということが行われたところでございます。これにつきましては、引き続きまして、こういったことについて事前に地方との間で十分な協議を行うということが必要でありますし、また全国知事会なども通じまして国に強く訴えていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

古田委員

先ほど削減をたくさんしてきた実態に対して、配慮したものがあろうというふうなことで、地域の元気づくり事業費というのが国のほうでは3,000億円組まれているわけですが、これは地域の活性化に係るものだというふうなことを言われておりますけれども、その算定にあたっては給与水準や職員数の削減の要素で適切に加配可搬するというふうなことで、給与の引き下げや職員数の削減をしなければそれが反映されないというふうな、二重に三重に国がそういう給与削減や職員数の削減を言っていることじゃないですか。こん

なこと許せるんですか。徳島県の場合、国が3,000億円と言っていますが、その元気づくり事業費には徳島県の場合はいくらを予定しているのか、その事業の内容、こういったものを組もうとされるのかお伺いをしたいと思います。

坂本財政課長

まず、平成25年度の地方財政計画におきましては、防災減災事業や地域活性化などの緊急課題に対応するために、地方公務員給与の削減に見合った事業費として、全国で8,523億円が歳出として特別枠を設定いたしまして計上されております。そういう点では地域経済に悪影響を及ぼさないような配慮がされているというところでございます。

事業の内訳なんですけれども、その8,523億円の内訳ですが、まず防災減災事業として全国防災事業の地方負担分で973億円、それから緊急防災減災事業の地方単独事業分として4,550億円計上されております。

この2つにつきましては財源を地方債とするものでございまして、委員からお話ございましたものとして地域の活性化を目的として、地域の元気づくり事業として3,000億円、合わせて8,523億円となっております。地域の元気づくり事業3,000億円の財源につきましては、地方交付税と臨時財政対策債となっております、給与削減によって生み出された財源の一部が活用される形となっております。

地域の元気づくり事業の算定はどうなっているのかというところなんですけれども、地方財政計画におきまして、地域の元気づくり事業費が計上されたことに伴って、地方交付税において新たな費目として、仮称ではございますが、地域の元気づくり推進費というものをして、地域の活性化などの需要額が措置されるということになりました。

先日国のほうから示されました算定方法によりますと、委員からもお話ございましたが、それぞれの団体の給与水準ですとか、これまでの職員の削減こういった要素も加味しまして算定がなされたということで、本県におきましては32億円の試算結果となっております。これをどういうふうに使っていくかということなんですけれども、あくまで地方交付税でありまして一般財源でございますので、今後、来年度予算においても本県において防災減災事業ですとか、地域の活性化について一層喫緊の課題として積極的に取り組んでいるということになっております。以上でございます。

古田委員

地域の活性化ということですので、中小企業とか農林水産業の振興とか雇用の拡大とかまた住民福祉の向上とか、そういった本当に身近なところでの事業にしっかりそれは生かしていただきたいというふうに思います。

それと、本当にこの給与削減、それに対して総務省からの通達だと思ってしまうんですけれども、本当にこれ「早くやいなさい」と言わんばかりに、「取り組み状況の調査等を2月以降、各地方公共団体の取り組み進捗状況等を随時調査で公表をしますよ」と。こういうふうなことで、国が「早くこの国家公務員に合わせた給与削減をしないとだめですよ」と言わん

ばかりのこういったやり方というのは、本当に地方の自治への介入にも値するようなそういったものだと思いますので、本当にそういった面でも強く抗議をしていただきたいと思いますように思うんです。

読売新聞のアンケートでは、安倍政権ができたときに「一番期待するものは何ですか」というアンケートで、景気回復というのが74%で一番高い数字を示しているんですね。消費税は段階的ですけども、10%へ増税すると、そしてまた給与は消費税増税を国民に認めさせるために、給与を削減するんだというふうなことで、公務員が身を削ってそれを示さなんだからあかんみたいなそういうふうな論理を持ってしようとしているんですけども、こんなことをどんどんして国民を痛めつけたら、本当に経済は活性化するどころか冷え込んでいくばかりだというふうに思いますので、私は県としてもしっかりとそうした観点で国へものを申していただきたいと思います。知事は消費税増税などに対しては困窮者、生活の困窮者に対しての対策とか必需品への減税をとというふうなことも言ってくださっておりますけれども、さらに強くそういったことを要望していただきたいと思いますということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

豊井経営戦略部長

先ほど来、給与削減措置についての議論が御質問等々ございまして、人事課長からも申し上げまして私からも申し上げたところでございますけれども、基本的な考え方としましては、地方公務員につきましては、本来地方公共団体が自主的に決定すべきものであるというふうに理解しているところでございます。

で、私どもは、厳しい財政状況のもとで地方強化ということで、職員数の削減とか給与のカットということで取り組んできたという努力をしてきたにもかかわらず、地方固有の財源である地方交付税が一方的に削減されるということは大変遺憾であるということでございまして、そういうことにつきましては先ほど来、古田委員からもお話ございましたように、全国地方6団体からも遺憾の意を表明したいところでございますし、今後も私どもとしましては、全国知事会などを通じまして国民と地方の協議の場でしっかりと議論したあとで どうするかというのを決めていただくと、いったようなことをしっかりと訴えかけてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

喜多委員

先日会派のほうで財務省の主計局へ研修、勉強に行ってまいりました。ほかの部局も含めてですけども、やはり主計局のメンバーというのはすごい人が集まっておるんだという思いで、税収がふえない中でのやりくり、予算を立てることの苦労というのは大変じゃなあという思いがしました。92兆6,115億円という中で、国債費と地方交付税交付金と社会保障関係費で歳出全体の7割を占めている財政ということで、一方、税収は42兆円、半分という予算の中でいろいろと御苦労をして来年度の予算を立てられるということを痛感をいたしました次第でございます。

そしてあわせて本県においても部長を初め、本当に皆さん方精鋭の中で予算を立てられて14カ月予算ということでもあります。4,913億円という予算ができておりますけれども、いわゆる今インフラの整備とか防災減災対策とか、もうすることがいっぱいある中で、徳島が7.7%の増ということなんですけれども、例えばほかの四国4県そして徳島とよく似ているようなところほどのくらいの予算を立てているのかという思いがいたしております。わかる範囲で結構ですので、お願いしたいと思えます。

坂本財政課長

来年度当初予算案について、ほかの県の状況についての御質問でございますけれども、まず四国について申し上げますと、香川県につきましては13年度当初予算マイナス1.6%。それから愛媛県につきましては0.0%なんですけれども、増額予算でございます。それから高知県につきましては、2.7%の増となっております。

それから全国状況でございますけれども、25年度当初予算と24年度当初予算を比較しまして、上回ったところが19都府県でございます、下回ったところが26道府県、それから同規模が2県というふうになっております。以上です。

喜多委員

どことも多分せないかんことがいっぱいあると思うんですけれども、そんな中で財布の中を見もってしたらこういう結果、上がったのが19県、下がったのが26県ということで、香川初め全体、高知が2.7ということなんですけれども、本当に苦労しよんなということ、辛抱せなあかんところは辛抱せなあかんということの予算のあらわれかなという気がいたします。決してその7.7の予算がいかんという意味ではないんですけれども、それがやっぱり後世に残ってくるという意味も含めて難しいところだということ、今の数字を聞いて痛感いたしました次第でございます。

そしてわかっているところはわかっているんですけど、県債発行もちょっと見てみますと平成元年、予算が約4,000億。そして現在が当初予算が4,600億、それに対する県税が600億、ずっと余り変わらないで平成20年はふえているんですけど、現在が660億ということで、予算が余りずっと変わらないのにこの税収も変わらないという中で、公債費が元年が345億。そして今が868億ということで、借金だけがずっと残っていくということで、本県においても財政構造改革で、すごい知事を先頭に皆さん方の今もいろいろあったんですけども、ごっつい苦労をして予算の編成も含めてやっていっているということでもあります。そこで、改めてになるんですけれども、大体で結構ですので県債発行の推移とか、県債残高の推移、財政対策債も含めてどのような格好で推移しておりますか。その点についてお尋ねをいたします。

坂本財政課長

県債発行額、それから県債残高の推移についての御質問でございますけれども、まず県

債発行額につきまして、平成5年10年15年とそれから直近5年で申し上げたいと思います。平成5年の県債の発行額が、当時は臨時財政対策債がございませんでしたけども、臨時財政対策債除きの額で申し上げていきますと、平成5年度が501億円、10年度が700億円、15年度が495億円、それから直近の5年間でいきますと、21年度が311億円、22年度が299億円、23年度が297億円、24年度が295億円、25年度の案では303億円となっております。

それから県債残高につきまして同様に申し上げていきますと、平成5年度につきましては3,709億円、平成10年度については6,689億円、平成15年度については8,313億円、直近の5年間で平成21年度については7,392億円、22年度が6,992億円、23年度が6,612億円、24年度につきましてはまだ額が固まっておりますけれども、約6,400億円の見込みでございます。それから来年度、25年度についてでございますけれども、まだ当然額は固まりませんが、約6,200億円の見込みを立てております。以上でございます。

喜多委員

残高は直近ではずっと減ってきておるわけですがけれども、地方交付税が50億円減ったという関係もあろうかと思っておりますけれども、県債発行額がいわゆる15年からずっとこう300億、299、297、295ということで、本当に御苦労の跡というかずっとこう下がってきて努力して発行を抑えておるんですけれども、今年度だけが303ということでまた復活というか、ふえたようでございます。いろいろとトータルで考えて、これだけで考えるべきではないと思うんですけれども、やはりこの理由というか、地方交付税が減ったというのもあると思っておりますけども、どうですかね。金額がちょっとふえたけん、いいとかいかんとかではなしに、できるだけ抑えていこうという思いが消えたのではないのかという思いがありますけれども、その思いはどんなんですかね。

坂本財政課長

県債の新規発行額が来年度予算でふえているのではないかとということでございますけども、来年度予算案につきましては、喫緊の重要課題でございます防災減災対策ということで、額で言いますと、東日本大震災発生前の22年度の当初予算では54億円だったものを25年度の当初予算では103億円ということで、約2倍の予算を計上しております。そういったやらなければいけない喫緊の課題に対応するために、県債の発行については303億円というところではございますけども、先ほど申し上げましたとおり、近年は300億円程度に抑制が続いているところでございます。ピークでありました平成8年におきましては728億円でございますので、それと比べると半分以下の水準となっております。

今後とも公債費の縮減に向けまして、投資的経費の適切な水準や重点化など工夫を凝らして、新規発行抑制にはできるだけ努めてまいりたいと考えております。

喜多委員

期待しておきたいと思います。

次の実質公債費比率と県民1人当たりの借金というか、県別のワースト10ぐらいをお尋ねしたいと思います。

坂本財政課長

実質公債費比率につきまして最新の数字、今年度の数字でいきますと、ワースト10ということですので、一番悪かったところは北海道の23.1%です。2位が本県でして21.4%、3位が岐阜県で19.7%、4位が兵庫県で19.5%、5位が富山県で18.9%、6位が大阪府で18.4%、7位が青森県で18.0%、8位が岩手県で17.6%、9位が福井県で17.5%、10位が石川県で17.3%となっております。

それから県民1人当たりの県債残高についてですけれども、平成23年度全国比較ということですので、普通会計決算ベースで申し上げますと、一番1人当たりの県債残高が多い順に申し上げていきますと、鳥根県が1番で額としては1人当たり102万1,000円、2番目が新潟県で100万8,000円、3位が岩手県で87万5,000円、4位が秋田県で86万8,000円、5位が本県でございまして85万7,000円、6位が北海道で85万4,000円、7位が富山県で82万円、8位が山梨県で81万6,000円、9位が石川県で80万円、10位が鹿児島県で78万3,000円となっております。以上です。

喜多委員

これは23年度ということ。

（「はい」と言う者あり）

これ、まず分母っていうか、人口の減っておるところはこれからまだまだふえてくるっていうか、1人当たりにしたら。だから人口との相関関係はすごいと思う。人口が減らないと1人当たりも減らないんですけれども、当たり前のことですけれども。これから徳島って毎年5,000人ずつ完全にずっと減ってきているということで、10年前に比べると5万人減ったということで、これから先を考えると、この徳島の人口がもし半分になったらこの借金の額ももちろん、当然倍になるという思いが強いております。

あと50年したら25万人。単純計算ですけれど。25万人減ったら大変なことになって、半分になったときにはちょうど倍になるということで、その時期まで見届けたいなという思いがいたしておりますけれども。そんなことも考えて、することはせないかんですけれども、やはり始末するところは始末して、今の世代は快樂の世界を求めてそれでいいんですけれども、将来世代にツケを残さないようなことを、ぜひとも、もっと進めてほしいなという思いがあります。

もう一つが、これが1月ですけれども、格付が地域をつないでいきますということで、愛知県がAAプラス、岡山県がAA、神戸市がAA、徳島県もAAということで。これはとりあえず9つの地方債の発行についての新聞ですけれども、これについて徳島県は公債、県債が発行されておって、それが誰がどないしようかがはっきりわからんですけれども、

ちなみに国においては、この間勉強会に行った中で銀行が42%、生損保が20%、日本銀行が11%等が日本国債の購入者ということになっております。本県においてはどのような状態になっておりますでしょうか。

坂本財政課長

まず、平成25年度当初予算案におきましては、歳入で県債を653億円計上させていただいております。どのように資金調達、借入れをしていくのかということでございますけれども、653億円のうち350億円は全国型市場公募債によりまして、市場からの資金調達、広く投資家の方に県債を購入していただく予定でございます。残りの303億円につきましては、地元金融機関からの借入れや国を初めとする公的資金の借入れを予定しております。

それから実績を申しますと23年度の実績でいいますと、それぞれのシェアがどんなものかというところなんですけれども、全国型市場公募債のシェアとしては57%となっております。公的資金によりますものが大体21%程度となっております。それ以外の主なものとしては地元金融機関からの引き受けというふうになっております。以上でございます。

喜多委員

ちなみに金利はどれぐらいになっておるのでしょうか。

坂本財政課長

金利につきましては、その時々によって当然変動はしてくるものではございますけれども、直近の数字で申し上げますと、昨年10月の全国型市場公募債の共同債におきましては10年の借入れで0.806%となっております。

喜多委員

買ってそれを返す、買うてもうてそれをどないしよんですか。

坂本財政課長

基本的には10年というものが多いんですけれども、10年間買っていただいた方には先ほど申しました金利をお支払いしていくというふうになります。

喜多委員

先ほど公募債と公的なやつとでももちろんですけど、金利は余り変わらないのですか。

坂本財政課長

そこは若干、役割分担というようなものがございまして、市場公募債などは10年が基本となっておりますけれども、公的資金につきましては、もっと長期のものでございます。例

えば20年とかそういったものが主になってきますので、当然長期になりますと金利は上がってくるものでございますので、こちらも変動はするものなんですけど、1%は超えるような水準になっております。

喜多委員

わかりました。今後とも借入れがゼロというわけにはいかんのですけれども、できるだけ少なく、そして効果の大きい方法で部長初め明晰な皆さんの活動に、活躍に期待したいと思えます。

それともう一つ、この借金、1人あたりは5位、そして実質公債比率は2位とワーストということで、できたら余り、私もごっつい気にしている1つですけれども、できたら市町村では広報板で財政特集を組んでいるところもあるんですけれども、ぜひとも県民に徳島ってこれだけ、2番目に悪いんですよと、借金の率は5番目に高いんですよということの中で、いろいろと徳島県の町づくりを進めていかなければいけないということを、いつもですけれどもぜひとも広報をしていただくようなことを考えていただいんですけれども、どうですかね。

坂本財政課長

財政状況につきましては、既にさまざまな媒体を通じて情報発信はしているところでございますけれども、やはりわかりにくい面はあるかと思えますので、県民初めさまざまな方に本県の財政状況がどうなっているのかという理解していただくためにも今後工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

喜多委員

お願いします。終わります。

元木委員

今までの議論を踏まえて2、3お伺いをさせていただきたいと思えます。

まず給与と人事の問題なんですけれども、私の意見を申し述べさせていただきたいと思うわけでございます。

給与に関しては、いろんな御意見が先ほども出て、私自身も今回の国のカットの方針、交付税の削減というのはちょっと乱暴な部分もあるのかなという感じを持っておりまして、心配をしておったところでございます。いろんな方の御意見を聞いておりますと、カットの上積みということになったら大変なことになるということで、公務員の方々の生活を脅かす可能性もあるという中で、今まで県は独自でカットをされてきたわけなんですけれども、今までのカットというのをこの際白紙にして、また今回の国の制度を踏まえた形で、国の方向性に沿った形で、また新たな見直しというのを思い切ってしたらという御意見があるわけでございますけれども、そのあたりについて検討はなさっていておられる予定は

あるんでしょうか。

小笠人事課長

平成20年から給与カットということで、先ほど申しましたけども、全国的に高い給与カット、7～10%ということで3年と3カ月やってまいりました。その後給与カット率を緩和して3年間ということで、来年も引き続き給与カットをさせていただくという状況下において、今回国のほうから要請が出てきているところでございます。その取り扱いについては先ほど来お話をさせていただいておりますように、これから検討していくという状況下にあるわけでございますけれども、今いただきました、今やっている給与カットを白紙にしてということも検討の対象となるのではないかなというふうなお話でございましたけれども、1つの、検討するにあたっての1つの参考にはさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

元木委員

ぜひしっかりそのあたりを取り組んでいただきたいと思います。それとまた関連して人事の話も何点かあって、全体の職員数を削減しておるということで、そういった点については評価もさせていただける部分もあるのかなと思っております。

教員につきましても、全体の教員数も大分カットされておる中で、本県独自で少人数学級の推進といったようなことで、教員数を一定水準まで確保するということが、加配教員の増加ということについても、ほかの県よりはかなり積極的に取り組んでいただいております。ということで、そういった面でも評価をさせていただきたいなと思っているようなところでございます。

一方において、先ほどもありましたとおり、公共事業予算の急激な増加によりまして、なかなかこう、私の地元のほうでも対応し切れていないというような地元の声もでございます。特に農林ですとか土木の職員というのは、ここ何年かでかなりの水準で削減をされておりまして、業者さんもちろんなんですけども、住民の方もなかなかきめ細かい対応がしていただけないというような感想も持たれているようでございます。

そういう中で、ぜひ出先機関の職員数の事業課の方をぜひ残していただきたいと思います。これをまず申し上げたいということと加えまして、今回本県では生活保護不正受給の問題に絡んで逮捕者が出るという、県民の方にとっては大きな衝撃があって、制度自体に対する不信感っていうんですかね、「制度、これちゃんと運用できているのか」というようなお声もたくさんの方からいただいたわけでございます。

そういう中で本県のケースワーカーの職員の方、本当に現場で苦勞されておって、これからの消費税が増税されるというようなことで、いろんな低所得者の生活に変化が出てくる中で、厳しい査定等をしていかなければならない。そういう状況にあるわけでございます。ぜひそのケースワーカーさんなんかは減らすことなく、できるだけ今の状態でキープするか、もしくは少しでもふやしていただくような、もし余地があるんでしたらね。

そういった面についても検討していただきたいなというふうに思っております。

また加えて未収金問題というのも、対策チームをつくって大分取り組んでいただいているということは承知しておりますけれども、実際の額というのはそんなに大きな未収金の削減につながっていないというような感じもいたしております。そういう中で、税務の現場で取り立てをされておられるような職員の方ですとか、用地の担当職員、そしてまた公営住宅の家賃を集めておられるような、そういう現場で苦勞しておられるような方については、できるだけ今の体制で維持していただけて削減することがないようにということも、お願いをさせていただきたいと思っておりますけれども、そのあたり、御所見があればお願いします。

小笠人事課長

元木委員のほうから具体的にお話をいただきました。

まず1点目の県民局の関係の職員確保ということでございますけれども、県民局ということで、いわゆる第一線で仕事をさせていただいている職員を配置しているわけでございますけれども、今回、公共事業を増大するというところで、先ほども庄野委員のほうからもお話ございましたけれども、それぞれ所属のほうから話を聞きながら、執行体制について考えていきたいというふうに思っております。特に地域の行政需要であるとか地理的な状況というのもございますので、その辺も含めて組織の執行力、これを最大限発揮できるようにやっていきたいというふうに思っております。

それからケースワーカーの話もございました。確かに非常に厳しい状況下において今回逮捕者も出たりしまして、もちろん調査も必要だというふうなこともあろうかと思っておりますけれども、そういった点、それから税務現場における徴収ということで、税の現場というのは平成21年から23年、3年連続で徴収率全国第5位という非常に優秀な徴収率を上げているというふうなことで、それぞれ現場で職員一人一人が努力しているということは、私どもとしても十分認識しているところでございます。

それから用地の関係につきましても、先ほどお話がございましたけれども、それぞれいわゆる職員の数の問題と、いわゆる職員の質といいますか、やはり経験した職員、ベテランの職員を戻すとか、あるいは場合によっては非常勤の職員で対応するようなケースもあろうかと思うんですけれども、やはり職員が削減する中で、本当に必要な箇所についてはその箇所に職員を配属するような努力をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

元木委員

ありがとうございます。私の地元の西部ですとか、南部も同じだと思うんですけれども、総合行政の推進というようなことで、本庁の職員の方も全体数削減の中でかなり業務量もふえておると思っておりますけれども、出先の方も総合行政の推進というようなことで、いろんな細々した業務がふえておって、人は減らされると。そういう状況がずっとここ何年か続いておるんじゃないかなという気がいたしておりますので、ぜひ現場で頑張っておら

れる方をサポートする意味で、人事のほうについても御配慮をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、先ほども少しお話ししました消費税の問題で、いよいよ税と社会保障の一体改革法案ということで、昨年8月に成立をして引き上げ分の地方消費税の分について、年金、介護、医療そして子育てというような基本的には4分野に、その地方消費税も配分をされるというような報道であったかと思えます。これから先ほども話させていただいたその障害者ですとか、低所得者への対応とともに、この地方消費税がふえた分が我々の県民生活にどのくらい影響を及ぼしているのかというようなことについて、多くの県民の方も関心を持たれてくるのじゃないかなと、こういう気がしております。

そういう中で県というのは、国や市町村と同様に、その税の用途についての広報という1つの役割を担っておられるかと思うわけでございますけれども、こういった消費税の意義について、どういった広報を行っていくおつもりなのかお伺いいたします。

安原税務課長

消費税増税に伴います県民への広報等の質問でございますが、消費税の引き上げを伴います社会保障と税の一体改革関連法案につきましては、昨年8月10日に成立し、22日に公布されております。消費税の税率に関しましては、平成26年4月1日に8%、引き上げ分3%のうち地方消費税分につきましては0.7%、平成27年10月1日に10%、引き上げ分5%のうち地方消費税1.2%とされているところでございます。また引き上げ分の地方消費税につきましては、年金、医療、介護の社会保障給付、ならびに少子化に対処するための施策等、社会保障施策に要する経費に充てるものとされております。

委員御提案のとおり、税につきましては県民の方々の税制度に関しての御理解御協力が非常に重要であると考えております。消費税増税に伴います広報等につきましては、現在発行しております一般県民向けの広報誌「地方税のしおり」でありますとか、次代を担う中学生等の素材教育資料であります「私たちのくらしと税」を活用するとともに、ホームページはもとより、新聞ラジオ等を各種広報媒体を活用いたすとともに、また市町村、国とも連携いたしまして、広く県民の方々に周知することによりまして、制度創設の趣旨、税に対する理解を深めることに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

元木委員

税と社会保障の一体改革の議論の中でも、かなり低所得者への、これから配慮というのがこれまで以上に求められてくるということで、いろんな議論がなされておるようでございます。私自身も年金がつかない障害者の方の御意見ですとか、また急な病気で県立病院等に入院された方で、例えば酸素吸入器ですとかペースメーカーとか、そういったものを購入したはいけれども、こういったことに対して支援制度が充実していないというようなことで、家族の方々がかなり経済的な負担を強いられる。例えばですけれども、そういった事例を耳にするわけございまして、ぜひこれまで以上にきめの細かい、そういっ

た障害者の方々を初めとした高齢者、さらには低所得者の方々に対する支援ということも検討して、積極的に取り組んでいただきたいと思います。そういう中で広報のほうも充実をしていただきたいと思いますというようなことを要望させていただきたいと思います。

それと最後にeー県庁の事業についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。CIOを中心としたICTガバナンス体制のもとで、行政の簡素効率化と、県民のサービス向上を目指した業務システム最適化を推進するというようなことで、500万程度の、今回は予算で取り組んでいただいております。このCIOという方が設置をされて数年になろうかと思うんですけども、このeー県庁のこれまでの取り組みによって、どういった効果があらわれてきたのか、またあわせてベンダーロックインの問題ですとか、監査でも指摘されましたように、民間への委託を中心にこういった情報通信系の業務というのは、これまで県において実施されてきておるわけですけども、県の職員の方でできる部分は、県の方なんかで取り組むということも大事な視点じゃないかなと思っております。

そういう中でこういった情報通信システムを運用する方を養成するためのシステム、研修制度ですとか、そういった点についても御検討いただけたらどうかなと思うんですけども、そのあたりについての御所見をお伺いしたいと思います。

遠藤情報システム課長

ただいま御質問いただきました。まず1つはCIOが就任されてからの成果といいますか取り組み、eー県庁にどのようにして取り組んでおるのかということだろうかと思います。

本県におきましては平成18年の4月から、情報部門のトップであり情報政策全般を統括する役職でございます非常勤特別職といたしまして、最高情報統括監、私どもCIOと呼んでおりますけれども、この職を設置をいたしまして、現在、元日本IBM株式会社の副社長でございました、丸山力氏にその職を務めていただいているところでございます。丸山CIOにはこれまで情報分野における最高責任者といたしまして、民間企業での経験を大いに生かしていただきまして、先ほどもお話がございました全庁的な業務システム最適化の推進でございますとか、情報システム調達の改善、さらには情報セキュリティーの向上といったようなことで、eガバナンスの向上強化に努めていただいております。

その成果といたしましては、まず平成19年度にCIOの御指導のもとで業務システム最適化のガイドラインというものを県といたしまして策定をいたしてございまして、この中で新たなシステムの開発はOSSを基本とするといったような方針に沿ってOSSを活用いたしました総務事務システムでございますとか、電子決裁文書管理システムの開発等を行ってまいったところでございます。

また情報システム調達の改善といったようなところでございますが、同じく平成19年度に本県の情報システムの調達におけます基本的な方針でございますとか、遵守すべき事項を定めました情報システム調達指針を策定いたしまして、これに基づく情報システム調達

の審査等を実施する仕組みを構築をいたしまして、情報システムの品質の向上でございますとか、効率的な情報システム投資といったようなものに取り組んできたところでございます。

こうした結果、例えば情報システムの運用保守経費、これは初年度に500万円を超過するシステムについて、当初予算ベースでの比較ということになりますけれども、こういった情報システムの運用保守経費につきまして、平成18年度には約12億1,300万円であったものが、7年後、平成24年度当初予算では約7億4,300万に、金額にして約4億7,000万、率にして約4割の削減といったことになっておりまして、こうした成果が出ておると。CIO設置による成果ということが言えるのではなかろうかと考えているところでございます。

もう一点いただきました、人材の育成ということでございますが、これにつきましてもCIOの設置以降でオープンソース、新たなシステムの開発はOSSを基本とするという考え方のもとで、OSSといいますのは、やはり安く開発できると、運用も安くできるということもございますが、ただ一方で、それを可能にするための技術ですとか専門性が求められてきておりまして、やはりそういった職員が自ら情報システムをある程度管理できるような技術、知識、専門性が必要となってくるということがございますので、そういった観点からもCIOの設置以降、人材育成に取り組んできているところでございます。

ただ、まだまだこの辺のところにつきましては十分ということではないかと考えておりますので、今後もこういった人材育成、特に職員の人材育成等につきましてはCIOとともに引き続き努力してまいりたいと、そういうふうに考えているところでございます。

元木委員

これからグローバル化の流れの中で、こういった情報政策、情報システム関係の取り組みというのも避けられない命題であるなどと思っております。そういう中で今回は経営戦略部の所管のみの話になるわけでございますけれども、他部局、例えば危機管理部ですとか、地域情報課ですとか、そういった分野についても同じようなことがいえると思っておりますので、ぜひ職員の方の中でも、そういう若手を中心としたプロフェッショナルを育成するような仕組みというの御検討いただきたいということを申し上げまして終わります。

藤田副委員長

最後ですので二、三伺いさせていただきたいなど。関連もありますので、簡潔で結構ですので御答弁いただいたらと思います。

先ほど来、新政権が地方再生ということで大型の補正予算、その反面の財源とかいろんな問題、今までの流れの問題で、先ほど庄野委員さんの話に出たように、いきなりの職員の給与、多分これは触ってはならないものかもわからない。ただ今地方が非常に疲弊した中で、多分格差が非常に上がっておるんだらうなど。公務員さんと民間給料の格差が相当あるのかなと、私はそういう気がしておるんです。特に徳島県の大半を占める県南部県西

部の地方は、多分公務員さんと一般の零細企業で働いてる人、農業をなさっている人、これは相当の開きが私はあると思う。

だからまずこの今までの議論を聞いていまして、公務員給与、国が7.8%カットすると、それは本当に財政再建の中で、地方を再生する中で、今の行政が財源を生み出すこういう大きな問題、だからこそ「その3,000億というのをを使って地方再生をしてくださいね」こういう両面性を持っていると私は見ておるんですが、この給与カットというのは全国一律なんですか、どうなんですか。

小笠人事課長

今回の要請に基づく給与カットにつきましては、カットするという方向で意思決定している団体については、今のところ2団体というふうに伺っております。それ以外の団体につきましては、ほとんどの団体はこれから検討と、未定というふうに伺っております。

藤田副委員長

徳島県の方針はどうなんですか。

豊井経営戦略部長

今、地方公務員の給与の削減についての御質問を副委員長からいただいているところでございます。先ほど財政課長が申し上げましたように、全国的には地方財政措置ということで、地方公務員の給与を7月から国並みに7.8%下げるような形での地財措置が組み立てられていまして、それが総額ベースでは8,504億円、一般財源ベースでは7,800億円余りになりますが、これが地方財政措置として既に盛り込まれているところでございまして、それを我が県の場合で試算して、これはあくまでも交付税そのものが減るという議論ではございませんが、地方財政措置に基づいて国のほうから試算のルールといいますか、指針を示されまして、それにも基づいて試算をいたしますと、地方交付税に対する基準財政需要額ということで、カットを踏まえた場合に約46億円ぐらい本県には影響があるかというふうなことのお話を受けているところでございまして、そうしたこともあるわけでございますけれども、一方では先程来ずっと御議論いただいておりますように、職員の皆様の御理解、御協力をいただきながら、給与カットをやっておるということでもございますし、また他の都道府県の動向も今、人事課長からございますけれども、まだまだこれからというところでございます。

他の都道府県の動向、そして地域経済に対する影響あたりも総合的に十分勘案しながら、どうするかということを決してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

藤田副委員長

徳島県の給与がどうなるかというのは、これからまた議論になると思うんですけどね。ただ私が知りたかったのは、今言ったように多分、全国47都道府県の給与体制は違うだろ

う。それから、先ほどおっしゃった市町村の給料も相当差があるだろうなど。だからラスパイレス指数ですか、こういうのをもし、やはり給与というのはむやみに下げたらいいとは誰も思っていない。多分政府も思っていないはず。だけど、バランスがとれておるといふのは大事なことなんです。

ただ私が言ったように、徳島県内でも差がある、だけどその県内の差は努力して行政のところへ近づいていただけるといふことは、多分私らの感覚では県庁の給与というのは、大体その地方の一般の企業、零細までいくと大変ですから。その地域を支える企業の1つの指針になって、公務員さんの給料がこれぐらいですから企業はこれぐらいですと、こういう話。だからそういう知事の言う、踏み込んではいけないところまで踏み込まざるを得ないこの国の政策の中には、私は財源が大きくなって、先ほど来の負債の問題、公債費の比率の問題、要するに財源不足の問題が大きくのしかかってくる。そしてまた消費税も金がないからこそ目的税にして、明確にして使わないといけない、こういう話だろうなど。

今度の大型予算。これを多分そういう疲弊した地方を中心にして底上げを図って新聞報道のとおり、今のデフレから脱却するために2%上げてほしい。これは要望していますよね。私も一般質問で、公共工事がただ単に施行されただけではそれはどうかなと。人件費も全部疲弊して一番最低の値段で仕事をやって、その地域が潤うのか、こういう疑問があったからこそ従業員の給料を上げてほしい、下がりきった給料を上げてほしい、それで徳島県も2%の目標、国が目標とする2%に、徳島県にいただいた予算を上げるような方策をとってほしいなど、こういう私は思いがしておるんです。

だからそのために財政課では、どういうバランスというのはどう考えてやられたのかなと。ただ単に公共工事をどんな形で出したのか、その辺、県土整備部との話し合いの中で予算の出し方というのを協議したのか。

292億円を中心にした総額774億円の公共工事、これだけ1つとって例にしても、これをどうしてこうしたらね徳島県の経済を潤すか、こういう話っていうのはどうなされたのかなと。もし予算に292億の補正を組んでいます。この予算はこれからその辺は財政課としてどういう思いがありますか。

坂本財政課長

公共事業予算についてですけれども、今回は14カ月予算として編成いたしました。まず国のいわゆる大型補正を十分に活用するということに重きを置きまして、一方では事業は執行できなければ意味がありませんので、主に県土整備部と農林水産部において、どれだけ事業量が確保できるか、国から事業量が確保できるかというところをヒアリングをいたしまして、いける範囲でいくという。で今回の特徴としましては、国の大型補正に呼応して本県は2月先議でいただいた公共事業は、そのいわゆる県債、補正予算債として起債した分の約8割が今後交付金、現金で国から配布されるということもありましたので、できるだけ2月補正で公共事業予算を計上したいと。ただそれも限りがありますので、目いっぱいのところかどうかというところで、県土整備部、農林水産部とも議論しながら計

上したところでございます。その結果が774億円と。対前年度比43%の伸びとなっているところでございまして、今後、交付金も十分に活用しながら、今後の県債の発行抑制にもつながるような使い方を考えていきたいと考えています。

藤田副委員長

今の、確かに今回の臨時財債の額の50%が国費、あとは県債を起こしておきながらこういうことですね。だから財政のほうから言って国全体の借金には確かになるのかもわかりませんが、徳島県としたら先ほど課長のお話のとおり、特別交付で返ってくる。それが今75%というんですが、ものによれば私がちょっと聞いたのでは、5分の4まで返る事業もあると。こういう話も聞いています。これは知事と提言に行ったときに話の中で、そういう話もありました。ただ、どの事業をどこまで返るかもわからない。徳島県だけのことをいうと、できるだけそういう特交で返る事業を主体にとればいいでしょうけど、全体の国の借金から言えばできるだけ借金はしたくない。けどやっぱりインフラがおくれたり今言う経済が非常に疲弊しておる中でですね。

もう一つ考えていただきたかったのは、徳島県でもやはり国が都会と地方を見るように、徳島にもやはり徳島市内を中心とした活性化が若干まだまだ力があるところと、県南県西を含めた本当に疲弊して限界集落どころか崩壊集落になるようなところもある。そこへ公共工事を入れというんじゃないんですよ。そういう地域のバランスもやっぱり考えて、そこで住む人が住めるような体制にするためには、とりあえず公共工事の果たす役割というのは、非常にその効果が上がるのも皆さんもご存じのとおりだと思うんです。だからそのために国への要望をしていただきたいと知事をお願いをしました。これ労働者の賃金とか資材関係は県がつくるたって、それは無理です。国のほうが、国交省がやりますから。10月の調査によって4月からやるんですから、そこまで皆さんご存じと。けどそういう中でやはり労務賃が上がってその人にお金が入らなきゃ地域は上がらんですね。

公務員さんが例えば今20,000人おるとすれば、そのあとの人の給料が上がらなかつたら、公務員さんの20,000人分上げたって、それはもう底上げにはならない。そういう意味で県土で私は聞きましたら、今のところ補正予算、確かに大体徳島50、今までと同じようなのかな、50と25、25ぐらいバランスをとったというのかな。県土全体が底上げできるようなバランスかなという気がしているんですが。

先ほどのお話のとおり、私どもの協会から陳情を受けていろいろ話を聞いていましたら、この292億を発注していただく。そうすると次発注されてもね、仕事が受けられない。受けることができんのではないかなと。こういう先ほどの問題がある。これは受ける側の問題ですね。先ほど議論していたのは出す側の問題。理事者側が発注するときの問題。

逆に言ったらもう1つは、せっかくくれた国からの地方再生のお金が、いかにして有効に使われるかと言ったら、それを食べる人が食べれるようにしてあげなあかん。それが292億でやると多分なかなか難しいのではないかなと。業者の人がですよ。だからこそこれをどうかしてほしいという要望も来ておるんですが、知事も御一緒したときに例えば財

政課長が今言うように、甘利大臣も「景気浮揚ですからできるだけ早く消化して」こういう話が出ていました。ただ、県の事情で果たしてシミュレーションの中に、この774億円、これが14カ月で消化できるのか。

これは出すほうですけど、受けるほうも、この辺やって県土とお話していただいてね、早めにそういう結論を出していただきながら、やはりその基金化への転嫁、例えば今14カ月ですが、24カ月ぐらいまでは面倒見てくださいよ、この予算。免許繰り越しさせてください、こういう提案は政策創造部がやるのかもわかりませんが、その来そうな財源をお持ちになって、それを消費するところもやっぱり各課との相談の中で、上手にこの予算が徳島県全体にしみわたって、そして今の政策、政権が新しい、本当に、インフレというのは必ず借金をつくるんですから。だけど、3%、4%と言って、経済成長すると1%もし上がると税収というのは相当上がると思う。今まではもう右肩下がりで下がり下がり来たんです。これはもう私が前から言っているように、政党がどこがいいとか悪いとかじゃなしに、今までの機構の変換、動いた中で新しく出だそうとしとんです。だからそれを私どもは理事者の方に上手に使っていただく。その政策を遂行していただく。そのために全庁挙げてどういう態勢でやるのかね。再度部長さんにこの予算執行に対しての思いをお聞かせいただいたらありがたいなと。

豊井経営戦略部長

今、藤田副委員長さんから2月の補正予算292億、そして14カ月予算として公共事業でございまして、774億円。率にして143%の公共事業の予算をどのように執行していくかということでございまして、おっしゃられましたように予算を1回計上して、お認めいただいたものを各地域各県民の皆様、この恩恵をできるだけスピーディーに迅速にかつ円滑に受けていただくということが大変重要な課題であると認識をいたしておるところでございまして。

先ほど来、執行するほうの体制の問題でございまして、受け手側の労務単価の問題とかあるいは資材の高騰の問題とかいろいろございまして、そのあたりにつきましては農林水産部あるいは県土整備部と、そういう公共事業の執行担当部局と十分相談しながら、その会議でお認めいただきますとする774億の公共事業をできるだけ県民の皆さんに速やかに、その恩恵といいますかメリットがありますようにしっかりと取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

藤田副委員長

部長さんからいただいたんですが、私のほうから余談の話になるかも知れませんが、職員さんですと退職延長ということがあって臨時で来ていただく。こういう対応もできるわけで、けどやっぱり用地の問題とか今まで全然この3年3カ月、絞って絞って絞って予算をしたわけですから、職員も多分職員が減った減らんじゃなしに計画がなかなか立たない。予算が来そうだといういろいろな要望を受けているような準備ができるという、もう

絞って、私どもは県会議員ですから、地方の県民局にお願いに行ったことも何度もある。ところが来年度予算は厳しいからなかなか難しいです。このような話ばかりだと。だから予算計画に入らない。だから計画に入れて詳細設計までして用地買収して、それで工事して。これはもう14カ月で実に不可能。そうすると、もしかしたら770億円もつたいないからということで使いやすいところで使う、こういう傾向になるかもわからない。そうすると当然大型工事、なんぼでもふえるところ徳島県ありますから。そういうところへ回ってしまうとね、私はせっかく徳島県全体が一部がよくなったって本当は難しいんです。

過疎はだんだんこうなってきましたけど、やっぱり今地方で暮らしている人にそれなりの生きがいを与えるためにはね、さっき言ったようにせめてバランスの取れた予算を決めたらそこでやっていただく。そうするとどうしても、もしかすれば国のほうへ知事のおっしゃるように、事業予算を基金化させていただきたい。

そしてそのかわりそれを何年も置くんじゃなくて、2年ぐらいを置いていただくと、私は、食い過ぎもせんだろうし、仕事がこれから10年間続くっていうんだったら、企業の皆さんも急いで機械も買ったり人もふやすんです。けどこの14カ月が終わったらどんなになるかわかんないと思ってるんです。そうすると機械は買わない、人もそんなには思い切ってふやせない。それにふやすっていったらやめた人に賃金を上げてでないと来てくれない。

だから手っ取り早いのはやっぱり健全に少しずつ右肩上がりになっていくような形で公共工事しながら、新しい企業を起こして地方を再生するっていうのが今の現政権の大きな課題ですから。せめてその間はいただいた予算を使うためにも、私もほかの機関を使ってでも一生懸命にこの基金化、知事の言う基金化というのは私はすばらしいと思いますのでそういう方向へ全庁向けて一遍シミュレーションしながら、早めに、もうおしまいが来て基金にしてくれただってそれは無理ですから。来年度次の予算に影響するんです。消化したところとしていないところ。

だからそういう意味では、ぜひ部局間同士の連絡の中で、20カ月に向けてとか14カ月をできるだけ長くするためには、予算の基金化というのも踏まえて、英知を絞って、本当に今度の予算が徳島県に十分潤いを与えて、地方が若干でも元気っていうんかな、希望が持てる、そういう「これからまあちょっと良くなるかな」こういう話になるようなね、政策をぜひ執行いただくようお願いしておきます。

豊井経営戦略部長

今副委員長がおっしゃったお話は、先ほど財政課長のほうから申し上げましたが、2月補正予算で292億円の予算の裏財源として、平成25年度に地域の元気臨時交付金というのが交付される予定でございます、その分が2月補正予算の裏財源として、認めた事業の7～8割ぐらいが交付金として返ってくると。8割程度が交付金で返ってくると。

それを息長く持続的に使うために基金として積み立てができないかということ、私どもは政策提言として国に要請してまいったところでございます。これはまだはっきりと決まったわけではございませんが、できるだけこれも粘り強く国のほうに対して要望いたし

まして、平成25年度に交付金としてもらえた事業について、地域の事業の活性化に使えますとともに、平成26年度、基金として積み立てて翌年度にも使えますようにしっかりと国のほうに要望してまいりますとともに、その交付金につきましては、地域の事情を十分踏まえて、中山間地域を踏まえて、地域の実態を十分踏まえたような形で事業を展開してまいりたいと思っておりますので、その際には各部局、農林水産部とか県土整備部とも十分連携しながらしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

南委員長

これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました 経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって経営戦略部、監察局関係付託議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第2号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第59号、議案第65号、議案第66号、議案第81号、議案第82号、議案第83号

以上で経営戦略部、監察局関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので一言御挨拶申し上げます。

経営戦略部・監察局関係の審査に当たりましては、豊井経営戦略部長初め、理事者各位におかれましても常に真摯な態度を持って審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第であります。理事者各位におかれましては審査の過程において表明されました委員の意見ならびに要望を十分尊重され、今後の諸施策に反映されますよう強く要望してやまない次第であります。

時節柄皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のために御活躍いただきますことを御祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

豊井経営戦略部長

最後の総務委員会でございますので、一言御挨拶申し上げます。

今、南委員長さんから御丁重に御挨拶いただきまして誠にありがとうございます。恐縮いたしておるところでございます。南委員長さん、藤田副委員長さんを初め、各委員の皆様方におかれましては、経営戦略部、監察局そして出納局の各案件にわたりまして、常に県民の皆様の日線に立たれ、地域の実情や実態を十分踏まえまして幅広い視点から御提言、御意見を賜ったことに対しまして大変ありがとうございます。厚く御礼申し上げるものでございます。

皆様方からおちょうだいいたしました御意見、御提言を今後とも県勢の発展のために十分生かしてまいりたいと思いますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、今後ますます御活躍されますことを心から御祈念を申し上げますとともに今後ますます私どもに対しまして御指導御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。この1年間本当にありがとうございました。

南委員長

これをもって本日の総務委員会を閉会いたします。（15時20分）